

浜松市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

浜松市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和 5 4 年浜松市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付（<u>食事療養及び訪問看護</u>に係るものを除く。以下同じ。）を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。 （医療費の助成） 第 3 条 市長は、配偶者のない者で児童を扶養しているもの若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童（以下これらを「受給資格者」という。）が疾病又は負傷により保険医療機関等で治療を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該配偶者のない者又は父母のない児童を扶養する者に対し、当該各号に定める額（社会保険各法の規定に基づき支給される当該各号に定める医療に係る高額療養費の額その他市長が別に定める額を控除した額）から同一月の診療につき保険医療機関等（薬局を除く。）ごとに 5 0 0 円（当該保険医療機関等に対する医療費の支払額が 5 0 0 円に満たない場合にあつてはその額、当該受給資格者が入院した場合及び当該受給資格者（<u>6 歳</u>に	（用語の定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付（<u>訪問看護</u>に係るものを除く。以下同じ。）を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。 （医療費の助成） 第 3 条 市長は、配偶者のない者で児童を扶養しているもの若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童（以下これらを「受給資格者」という。）が疾病又は負傷により保険医療機関等で治療を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該配偶者のない者又は父母のない児童を扶養する者に対し、当該各号に定める額（社会保険各法の規定に基づき支給される当該各号に定める医療に係る高額療養費の額その他市長が別に定める額を控除した額）から同一月の診療につき保険医療機関等（薬局を除く。）ごとに 5 0 0 円（当該保険医療機関等に対する医療費の支払額が 5 0 0 円に満たない場合にあつてはその額、当該受給資格者が入院した場合及び当該受給資格者（<u>1 5 歳</u>に

達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に限る。)が診療時間(市長が別に定める時間をいう。)に受診した場合にあっては０円)を控除した額を医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(受給者証の提示)

第１２条の２ 受給者又は受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けようとするときは、次条第３項に該当することとなる場合を除き受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第１３条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、市外(静岡県内に限る。)の保険医療機関等で医療に関する給付を受ける際に受給者又は受給資格者が受給者証を提示した場合において、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該医療に関する給付に係る一部負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたときは、受給者から市長に同項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に限る。)が診療時間(市長が別に定める時間をいう。)に受診した場合にあっては０円)を控除した額を医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(受給者証の提示等)

第１２条の２ 受給者又は受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けようとするときは、次条第３項に該当することとなる場合を除き、受給者証の提示又は市長が定める方法により、医療費の助成を受けることができる資格について、当該保険医療機関等の確認を受けなければならない。

(助成の方法)

第１３条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、市外(静岡県内に限る。)の保険医療機関等で医療に関する給付を受ける際に受給者又は受給資格者が受給者証の提示又は市長が定める方法により、医療費の助成を受けることができる資格について、当該保険医療機関等の確認を受けた場合において、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該医療に関する給付に係る一部負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたときは、受給者から市長に同項の規定による申請書の提出

があったものとみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(あらまし)

この規則は、医療に関する給付に食事療養費を含めるとともに、小・中学生が通院により医療に関する給付を受けた場合の自己負担額を無料化するほか、所要の整備を行うものです。